資料１

博物館登録事務について

文化庁

博物館登録事務の所管に係る検討について

博物館WG（R8.2.24）資料　一部更新

文化庁

令和７年の地方からの提案等に関する対応方針（令和７年12月23日閣議決定）　（抄）

４　義務付け・枠付けの見直し等
【文部科学省】
（９）**博物館法（昭 26 法 285）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律　（昭 31 法 162）**

博物館登録事務（博物館法 11 条）については、**都道府県等及び関係者の意見を踏まえつつ、当該事務手続を行う際の制度面を含めた課題等を整理した上で、改善方策を検討し、令和８年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。**

○　今年度、本ワーキング・グループにおいて以下のような観点から検討を行う。

・**社会教育の観点、政治的中立性、安定性・継続性の担保**の観点

・**文化に関するその他の事務やまちづくりに関する事務との連携**の観点

○　その上で、検討の結果については、文化施設部会に報告するとともに、**本年末を目途に取りまとめを予定している、同部会の報告にも反映**していくことを予定。

第１回博物館ワーキンググループ（R8.5.25）主な意見

- ✓ 事務委任・補助執行という手段があるのに、博物館登録事務を条例で首長部局に移管できるようにすることのメリットがあまり見えてこない。問合せ窓口を間違えられるという問題に関しても、適切な窓口に回せばいいため、大きな問題にはならないのではないか。

- ✓ 博物館が社会教育の機能を担っている観点から、教育委員会との連携や役割分担をどう考えるか。

- ✓ 登録事務だけが首長部局に移管されたときに生じるリスクについても議論を深めることが必要。

- ✓ 首長部局の立場からも、例えば社会教育法に基づく社会教育の推進の観点などにおいて、教育委員会との関係が切れてしまうのではないか。

- ✓ 首長に権限が集中すると、博物館の現場にプレッシャーがかかる可能性が生じるのではないか。

第２回博物館ワーキンググループ（R8.7.1）主な意見

- ✓ （提案団体より）博物館の登録事務について、
  ①書類の申請先・問合せの誤り等を防ぐ観点
  ②意思決定の迅速化・責任の所在の明確化を図る観点
  ③文化行政と社会教育の両観点を活かしながら、自治体の実情に応じた柔軟な運営を可能とする観点
  から、法律上の権限を首長部局に移管できるようにするべきではないか。

- ✓ 申請先や問合せ先はきちんと周知等を行うことで事足りるのではないか（千葉県や新潟市において特段の支障は生じていない）。

- ✓ 年間３件程度の誤りのために、条例を制定してまで知事部局が登録手続を行うことができるようにすることのメリットが不明。

- ✓ 社会教育法と文化芸術基本法の精神に基づくこととされている博物館事務について、補助執行という現行制度は、教育委員会と知事部局の双方が支え合える仕組みとして機能しているのではないか。

博物館登録事務の所管に係る考え方

① 書類の申請先・問合せの誤り等を防ぐ観点については、窓口の明確化や周知の充実により改善を図ることが可能。また、現行制度下においても事務委任という方式を取ることにより、宛名や申請先を知事部局にすることが可能。

② 意思決定の迅速化・責任の所在の明確化を図る観点についても、事務委任という方式を取ることにより、これらを達成することが可能。

③ 文化行政と社会教育の両観点を活かしながら、自治体の実情に応じた柔軟な運営を可能とする観点については、知事部局への登録事務の移管により達成されるものではなく、教育委員会と知事部局の連携により達成されるもの。

⇩

これらは制度上の課題ではなく、**運用上の課題と整理することが適当**。

ワーキンググループでの議論を踏まえた結論（案）

- **博物館の活動の自主性や多様性の確保**、**博物館への指導・助言・援助**、**地域の状況に応じたきめ細かい対応**や、**各地域における学校教育や他の社会教育に関する事務との連携**（例：学校や家庭と連携した活動、公民館とのネットワーク形成等）等の観点から、引き続き、**合議制の教育委員会に博物館事務の権限を残す**ことが適当。

- 他方で、運用上の課題について解決を図るため、今後、以下の対応を行うこととする。

  - **申請先・問合せ先の誤り等を生じさせない周知の方法**や、**事務委任により博物館登録事務を首長部局で行うことも可能であること**を**自治体に周知**する。

  - **教育委員会と首長部局の効果的な連携方法**について、**優良事例を調査・把握し、横展開**を図る。

  - 補助執行等の運用について課題を抱える自治体に対し、**個別に状況を確認**し、**必要な支援**を行う。

参考資料

教育委員会と首長の職務分担

文化庁
Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

教育委員会	○学校教育に関すること ・公立学校の設置、管理、廃止 ・教職員の人事・研修 ・児童生徒の入学、転学、退学 ・学校の組織編制、教育課程、生徒指導 ・教科書採択 ・校舎等の施設の整備 等	○社会教育に関すること ・社会教育関係団体等に対する指導、助言、援助 ・博物館登録事務 ・講座、集会の開設 等 ○学校における体育に関すること 等
原則教育委員会が管理・執行するが、条例を制定すれば首長に移管できる事務	○文化に関すること ・文化事業の実施 ・文化施設の設置、管理、廃止 等 ○文化財の保護に関すること	○社会教育に関すること ・図書館、博物館、公民館等の設置、管理、廃止 ○スポーツに関すること ・スポーツ事業の実施 ・スポーツ施設の整備 等
知事 市町村長	○教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定 ○総合教育会議の招集 ○大学に関すること ○私立学校に関すること ○教育財産の取得・処分	○契約の締結 ○予算の執行

博物館登録制度について

文化庁
Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

	登録博物館	博物館指定施設	博物館類似施設
博物館法	法 2条	法 31 条	な し
定義	都道府県教委又は指定都市教委の 登録審査を受けた館	国、都道府県又は指定都市教委が、 登録館に類する事業を行う施設 として指定した館	登録・指定施設以外で、 社会教育調査上把握している館
登録要件 （設置主体）	国、独立行政法人以外の法人	制限なし	制限なし
登録要件 （その他）	館長・学芸員の必置 年間150日以上の開館 博物館資料の収集、保管、展示、調査研究を行う体制が 都道府県又は指定都市教委の定める基準に適合　等	学芸員相当職員の必置 年間100日以上の開館 資料の収集、保管、展示、調査研究を 行う体制が博物館事業に類する　等	制限なし
登録・指定主体	都道府県教委、指定都市教委	国、都道府県教委、指定都市教委	制限なし
主なメリット	○標本等として用いる物品を輸入又は寄贈された場合、関税免除。 （私立の場合は登録のみ適用）（関税定率法 第15条、同施行令 第17条） ○登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能。 （美術品公開促進法 第2条） ○美術品補償制度の活用が可能。（展覧会美術品損害補償法 第2条） ○希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能。 （種の保存法 第12条第1項第9号、第48条の10、同施行規則第5条第2項第4号） ○土地等の譲渡を受けた場合、譲渡者に所得税の特別控除。 （租税特措法 第33条他） ○施設の用に供する宅地に対する換地計画において特別の考慮。 （土地区画整理法 第95条、同施行令第58条第8号） ○公益財団法人は、固定資産税、都市計画税、事業所税、不動産取得税、法人住民税の非課税（株式会社は事業所税の非課税のみ）	○登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能。 （美術品公開促進法 第2条） ○美術品補償制度の活用が可能。 （展覧会美術品損害補償法 第2条） ○希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能。 （種の保存法 第12条第1項第9号、第48条の10、同施行規則第5条第2項第4号） ○施設の用に供する宅地に対する換地計画において特別の考慮。 （土地区画整理法 第95条、同施行令第58条第8号）	

（参考）登録博物館に関する主な税制上の優遇措置

文化庁

○国税関係

博物館事業の実施主体に係る優遇措置	
博物館※において標本等として用いる物品を輸入し又は寄贈された場合の関税の免除	博物館等が、標本等として用いる物品を輸入した場合、又は当該物品を寄贈された場合には、関税は免除される。 ※ 国及び地方公共団体が設置する博物館は登録を受けているかどうかにかかわらず対象
博物館を支援する者に係る優遇措置	
博物館への贈与及び遺贈のみなし譲渡所得の非課税	個人が財産を公益社団・財団法人、特定一般法人その他の公益を目的とする事業を行う法人に贈与又は遺贈をする場合で、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けた場合には、当該財産の贈与又は遺贈はなかったものとみなされ、みなし譲渡所得課税の規定は適用されず、所得税は課税されない。
博物館※に寄託している登録美術品についての相続税の物納順位の特例	納付すべき相続税額を延納によっても納付することが困難な場合、美術品の美術館における公開の促進に関する法律に規定する登録美術品（相続時に既に登録を受けているものに限る。）を相続税の物納に充てることができる。その際、物納の優先順位が通常の動産については第三位であるが、当該美術品については、第一位に繰り上げられる。 ※ 博物館相当施設も対象
博物館※に寄託している特定美術品についての相続税の納税猶予及び免除の特例	文化財保護法に基づく保存活用計画を策定し、国の認定を受けて美術館等に寄託・公開された重要文化財・登録有形文化財（美術工芸品）については相続税の納税猶予の特例が認められている。 ※ 博物館相当施設も対象
◆ 博物館の事業に供するための土地収用に伴い土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	収用等に伴い、博物館を設置運営する法人に土地等を譲渡する場合には、譲渡所得の特別控除又は代替資産の取得に伴う特例の適用を受ける。

○地方税関係

博物館事業の実施主体に係る優遇措置	
◆ 博物館の事業に対する事業所税の非課税	博物館を設置する法人の博物館の事業に対する事業所税が非課税とされている。 地方税法第701条の34第3項第3号
◆ 博物館において直接その用に供する固定資産に対する固定資産税・都市計画税の非課税	博物館を設置する公益社団・財団法人及び宗教法人は、直接その用に供する固定資産に対する固定資産税・都市計画税が非課税とされている。 地方税法第348条第2項第9号
◆ 博物館において直接その用に供する不動産の取得に対する不動産取得税の非課税	博物館を設置する公益社団・財団法人及び宗教法人は、直接その用に供する不動産の取得に対する不動産取得税が非課税とされている。 地方税法第73条の4第1項第3号
◆ 博物館の設置を主の目的とする者に対する法人住民税の非課税	博物館の設置を主の目的とする公益社団・財団法人は法人住民税が非課税とされている（収益事業を行う場合はこの限りでない）。

◆ 登録博物館のみに適用される優遇

博物館の類型

博物館は，歴史や科学博物館をはじめ，美術館，動物園，水族館などを含む多種多様な施設であり，令和６年10月現在，登録博物館が972館，指定施設が374館，博物館と類似の事業を行う施設が4,４２６館，合計で5,772館。

活動・体制を充実して登録を目指す流れ

法的な位置づけがある

登録博物館（９７２館）

定　義：博物館法に基づき都道府県・指定都市から登録を受けた博物館
設置者：あらゆる法人（国と独法を除く）
要　件：①資料の収集・保管・展示・調査研究の体制が都道府県教育委員会が定める基準（以下「基準」）に適合すること
②学芸員その他の職員の配置が基準に適合すること
③施設・設備が基準に適合すること　④年間１５０日以上開館すること
設置者は定期的に都道府県・指定都市に報告
登録の際はインターネットで公表

指定施設（３７４館）

定　義：博物館法に基づき都道府県・指定都市又は国から指定を受けた施設
設置者：限定なし（国又は独法が設置するものは国が指定）
要　件：登録に準じた要件（学芸員に相当する職員、年間100日開館）
指定の際はインターネットで公表

法的な位置づけが無い

法律外の施設（博物館類似施設）（４４２６館）

定　義：博物館と同種の事業を行い、博物館法第３１条に規定する指定施設と同等以上の規模の施設
設置者：限定なし
要　件：なし

（館数の出典）令和6年度社会教育調査

博物館登録の審査について

●博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）（抄）

（登録の審査）

第十三条　都道府県の教育委員会は、登録の申請に係る博物館が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該博物館の登録をしなければならない。

一　当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。

イ　地方公共団体又は地方独立行政法人

ロ　次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（イに掲げる法人並びに国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十一条第一項及び第六項において同じ。）を除く。）

（１）　博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。

（２）　当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。

（３）　当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。

二　当該申請に係る博物館の設置者が、第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。

三　博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

四　学芸員その他の職員の配置が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

五　施設及び設備が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

六　一年を通じて百五十日以上開館すること。

２　都道府県の教育委員会が前項第三号から第五号までの基準を定めるに当たつては、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

３　都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

（登録の実施等）

第十四条　登録は、都道府県の教育委員会が、次に掲げる事項を博物館登録原簿に記載してするものとする。

一　第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる事項

二　登録の年月日

２　都道府県の教育委員会は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知するとともに、前項各号に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（参考）第９次地方分権一括法（令和元年）時の通知

元文科教第１３６号
令和元年６月７日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長　殿

文部科学省総合教育政策局長
清　水　　明

（印影印刷）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育関係法律等の改正について（通知）

この度、第198回国会において「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第26号。以下「第９次一括法」という。）が成立し、令和元年６月７日に公布され、同日に一部施行されます。

第９次一括法は、平成30年12月25日に閣議決定された「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、地方公共団体への事務・権限の移譲等、所要の措置を講ずるものであり、これにより、社会教育関係では、社会教育法（昭和24年法律第207号）、図書館法（昭和25年法律第118号）、博物館法（昭和26年法律第285号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）等の一部が改正されます。

また、これに伴い、「教育公務員特例法施行令及び社会教育法施行令の一部を改正する政令」（令和元年政令第23号。以下「改正令」という。）、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令」（令和元年文部科学省令第３号。以下「整備省令」という。）、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準の一部を改正する件」（令和元年文部科学省告示第９号。以下「改正告示」という。）がいずれも令和元年６月７日に公布・施行されます。

これらの法令の改正の概要及び留意事項は、下記のとおりですので、十分に御了知の上、事務処理上遺漏のないよう願います。

（２）地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理・執行することとする公立社会教育機関については、対象とする機関が明確となるよう、条例で定めること。地方公共団体に同一種別の公立社会教育機関が複数設置されている場合、そのうち一部の機関を特定社会教育機関として定めることもできること。

（３）特定事務を地方公共団体の長が管理・執行することとする場合でも、当該事務を除く当該地方公共団体の社会教育に関する事務は引き続き教育委員会が管理・執行するものであること。

（４）都道府県が関係法の規定に基づき域内の社会教育機関に関して行う以下のような助言や研修等については、社会教育機関の設置者としての事務ではないことから、特定事務を地方公共団体の長が管理・執行することとする場合でも、教育委員会が引き続き行うこと。なお、必要に応じて当該都道府県立社会教育機関と連携しつつ行うこと。

（都道府県教育委員会が行う助言・研修等）
① 公民館関係
- 市町村に対して行う、市町村の設置する公民館が文部科学大臣の定める基準に従って設置・運営されるようにするための指導・助言等（社教法第23条の２第２項）
- 公民館の職員の研修（同法第28条の２）
- 法人の設置する公民館及び公民館類似施設への指導・助言（同法第39条、第42条第２項）
- 法人の設置する公民館に対する事業停止命令（同法第40条第１項）

② 図書館関係
- 司書等に対する研修（図書館法第７条）
- 市町村に対して行う、総合目録の作成や貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関する協力依頼（同法第８条）
- 私立図書館に対する必要な報告の要求、指導・助言（同法第25条、第29条第２項）

③ 博物館関係
- 学芸員等に対する研修（博物館法第７条）
- 博物館の登録等に係る事務（同法第10条～第16条、第29条）
- 私立博物館に対する必要な報告の要求、指導・助言（同法第27条、第29条）

（５）地方公共団体の長が管理・執行することができるのは、条例で定める公立社会教育機関の設置、管理及び廃止に関する事務の全てであること。なお、事務の一部については、従前のとおり、地方自治法第180条の７の規定により、教育委員会は、当該地方公共団体の長の補助機関である職員等に委任し、あるいは長の補助機関である職員等をして補助執行させることができること。

（６）上記第一の１の（４）に関連して、社教法第23条第１項の解釈について、従前より周知を行ってきたところであるが、引き続き十分な周知を図られたいこと。

（出典）地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育関係法律等の改正について（通知）：文部科学省

（参考）令和4年度の博物館法改正のポイント

文化庁
Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

- **すべての博物館が、その設置者にかかわらず、望ましい博物館像に向けて自らの運営を改善**することを促すことにより、博物館の「底上げ」と「盛り立て」を図る登録・指定制度へ
- また、**博物館と地方公共団体、学校、社会教育施設などの関係機関・民間団体が相互に連携**を図るよう努めることを規定し、博物館が地域の活力の向上に寄与する役割を期待

【旧制度】

全国的に博物館の数の増加を図るに当たって、
博物館の基本的、公共的な機能を確保するための制度

【登録博物館】

対象：地方公共団体
一般社団法人もしくは一般財団法人
宗教法人等政令で定める者

審査：**外形的な基準に基づき審査**
法律上の目的を達成するために必要な
① 博物館資料があること
② 学芸員その他の職員を有すること
③ 建物及び土地があること
④ 一年を通じて150日以上開館すること

【博物館相当施設】

審査：外形的な基準に基づき審査

対象：設置者による限定なし

その他の施設（博物館類似施設）

学校法人、株式会社、社会福祉法人等は対象外

活動の質や公益性を担保し、向上を促すことができていない

【新制度】

望ましい博物館像に向けた運営の改善促進等による
「底上げ」と「盛り立て」を図る制度

【新たな登録博物館】

対象：設置者による要件を撤廃
（**国・独法以外の設置者はすべて対象**に）

審査：**活動内容の質等について実質的に審査**
・設置者の経済的基礎・社会的信望
・資料の収集・保管・展示、調査研究の体制※
・学芸員等の職員の配置※
・事業を行うにふさわしい施設や設備※
・一年を通じて150日以上開館すること
（**※は、省令を参酌し各都道府県が基準を設定**）

【指定施設】

審査：登録博物館の審査基準を踏まえ規定

対象：設置者による限定なし

その他の施設

（参考）関係法令

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）

（教育委員会の職務権限）

第二十一条　教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一　教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。

二　教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。

三　教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

四　学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

五　教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

六　教科書その他の教材の取扱いに関すること。

七　校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。

八　校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。

九　校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。

十　教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。

十一　学校給食に関すること。

十二　青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。

十三　スポーツに関すること。

十四　文化財の保護に関すること。

十五～十八　（略）

十九　前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

（職務権限の特例）

第二十三条　前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

一　図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。

二　スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

三　文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

四　文化財の保護に関すること。

２　地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

（教育機関の設置）

第三十条　地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

（参考）関係法令

●博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）①

（目的）
第一条　この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）及び文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）の精神に基づき、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

（館長、学芸員及び学芸員補等の研修）
第七条　文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、館長、学芸員及び学芸員補その他の職員に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

（登録）
第十一条　博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会（当該博物館（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第三十一条第一項第二号を除き、以下同じ。）の登録を受けるものとする。

（登録の申請）
第十二条　前条の登録（以下「登録」という。）を受けようとする者は、都道府県の教育委員会の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。
一　登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所
二　登録を受けようとする博物館の名称及び所在地
三　その他都道府県の教育委員会の定める事項
２　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し
二　次条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類
三　その他都道府県の教育委員会の定める書類

（登録の審査）
第十三条　都道府県の教育委員会は、登録の申請に係る博物館が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該博物館の登録をしなければならない。
一　当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。
イ　地方公共団体又は地方独立行政法人
ロ　次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（イに掲げる法人並びに国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十一条第一項及び第六項において同じ。）を除く。）

●博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）②

（１）　博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。
（２）　当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。
（３）　当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。
二　当該申請に係る博物館の設置者が、第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。
三　博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。
四　学芸員その他の職員の配置が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。
五　施設及び設備が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。
六　一年を通じて百五十日以上開館すること。
２　都道府県の教育委員会が前項第三号から第五号までの基準を定めるに当たつては、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。
３　都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

（登録の実施等）
第十四条　登録は、都道府県の教育委員会が、次に掲げる事項を博物館登録原簿に記載してするものとする。
一　第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる事項
二　登録の年月日
２　都道府県の教育委員会は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知するとともに、前項各号に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（変更の届出）
第十五条　博物館の設置者は、第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。
２　都道府県の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る登録事項の変更登録をするとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（都道府県の教育委員会への定期報告）
第十六条　博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、都道府県の教育委員会の定めるところにより、定期的に、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

（参考）関係法令

●博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）③

（報告又は資料の提出）

第十七条　都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該博物館の設置者に対し、その運営の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

（勧告及び命令）

第十八条　都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館が第十三条第一項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、当該博物館の設置者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

２　都道府県の教育委員会は、前項の規定による勧告を受けた博物館の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該博物館の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

３　第十三条第三項の規定は、第一項の規定による勧告及び前項の規定による命令について準用する。

（登録の取消し）

第十九条　都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館の設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該博物館の登録を取り消すことができる。

一　偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

二　第十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三　第十六条の規定に違反したとき。

四　第十七条の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

五　前条第二項の規定による命令に違反したとき。

２　第十三条第三項の規定は、前項の規定による登録の取消しについて準用する。

３　都道府県の教育委員会は、第一項の規定により登録の取消しをしたときは、速やかにその旨を、当該登録に係る博物館の設置者に対し通知するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（博物館の廃止）

第二十条　博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、速やかにその旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

２　都道府県の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る博物館の登録を抹消するとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（参考）関係法令

●博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）④

（都道府県又は指定都市の設置する博物館に関する特例）

第二十一条　第十五条第一項、第十六条から第十八条まで及び前条第一項の規定は、都道府県又は指定都市の設置する博物館については、適用しない。

２　都道府県又は指定都市の設置する博物館についての第十五条第二項、第十九条第一項及び第三項並びに前条第二項の規定の適用については、第十五条第二項中「前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る登録事項」とあるのは「その設置する博物館について第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があるときは、当該事項」と、第十九条第一項中「登録に係る博物館の設置者が次の各号のいずれかに該当する」とあるのは「設置する博物館が第十三条第一項第三号から第六号までのいずれかに該当しなくなつたと認める」と、同条第三項中「その旨を、当該登録に係る博物館の設置者に対し通知するとともに、」とあるのは「その旨を」と、前条第二項中「前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る」とあるのは「その設置する博物館を廃止したときは、当該」とする。

（規則への委任）

第二十二条　この章に定めるものを除くほか、博物館の登録に関し必要な事項は、<u>都道府県の教育委員会</u>の規則で定める。

（都道府県の教育委員会との関係）

第二十九条　<u>都道府県の教育委員会</u>は、博物館に関する指導資料の作成及び調査研究のために、私立博物館に対し必要な報告を求めることができる。

２　<u>都道府県の教育委員会</u>は、私立博物館に対し、その求めに応じて、私立博物館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

第三十一条　次の各号に掲げる者は、文部科学省令で定めるところにより、博物館の事業に類する事業を行う施設であつて当該各号に定めるものを、博物館に相当する施設として指定することができる。

一　文部科学大臣　国又は独立行政法人が設置するもの

二　<u>都道府県の教育委員会</u>　国及び独立行政法人以外の者が設置するもののうち、当該都道府県の区域内に所在するもの（指定都市の区域内に所在するもの（都道府県が設置するものを除く。）を除く。）

三　<u>指定都市の教育委員会</u>　国、独立行政法人及び都道府県以外の者が設置するもののうち、当該指定都市の区域内に所在するもの

２～６　（略）